

平成 23 年 12 月 1 日
木曾川上流河川事務所
新丸山ダム工事事務所
設楽ダム工事事務所
三峰川総合開発工事事務所
浜松河川国道事務所

平成 23 年度における中部地方整備局管内のダム事業費等監理委員会 開催結果について

1. 概要

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、事業者としてこれまでも増してより一層コスト縮減、工期短縮に取り組んでいくことが求められています。

このため、コスト縮減策や工程管理等について、ご意見をいただくため、平成 20 年 8 月 5 日に「ダム事業費等監理委員会」を設置しました。今年度は平成 23 年 11 月 1 日に委員会を開催し、平成 22 年度の執行内容、平成 23 年度の事業執行計画について報告し、ご意見をいただきましたので、お知らせします。

なお、当日資料については、各事務所ホームページをご覧ください。

2. 頂いたご意見

【横山ダム再開発事業】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

- 横山ダム再開発事業で実施したコスト縮減等のノウハウについて、他のダムで活用されるような仕組みを活用し、その技術を継承するように意見があり、その様に努める旨を回答しました。

【新丸山ダム建設事業】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/>

- ダム検証期間が長くなると、検証にかかる経費が増えることになるので、早急に進める必要があると意見をいただきました。

【設楽ダム建設事業】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/>

- ダム検証期間が長くなると、生活再建者は大変な不安を抱えたり、検証にかかる経費が増えることになるので、早急に進める必要があると意見をいただきました。
- 買収済み用地などの維持管理については、しっかり行っていくべきとの意見をいただきました。
- 生活再建者の不安に対して真摯に対応すべきとの意見をいただきました。

【三峰川総合開発事業（美和ダムの再開発）】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/mibuso/>

- 美和ダムでは堆砂対策を先進して実施しており、今後、全国のダムの堆砂対策に応用される技術として良い成果を期待している旨の意見をいただきました。

【天竜川ダム再編事業】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/>

- 事業は治水対策であるが、容量確保のため土砂バイパスは海への土砂供給という意味でも期待している。佐久間ダム管理者との協議を鋭意進めることとの意見を頂きました。

3. 問合せ先

国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課
課長補佐 森 隆好

TEL 052-953-8148

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
副所長 安田 幸男

TEL 058-251-1321

国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所
副所長 青島 重行

TEL 0574-43-2780

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所
副所長 川瀬 宏文

TEL 0536-23-4331

国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所
副所長 瀬古 眞一

TEL 0265-98-2924

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所
副所長 杉山 勉

TEL 053-466-0111

設楽ダム事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、設楽ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、設楽ダム工事事務所工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成23年11月1日から適用する。

設楽ダム事業費等監理委員会・名簿

委 員

区 分	専門分野	氏 名	所 属
学識経験者	公認会計士	高木 正樹	高木正樹税理士事務所
	マスコミ	前田 弘司	中日新聞社論説室／論説委員
	交通工学	松井 寛	名古屋工業大学／名誉教授
	ダム維持管理	松尾 直規 (委員長)	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
関係機関		河隅 彰二	愛知県地域振興部土地水資源課長
		伊藤 和久	愛知県建設部河川課長
		津田 健司	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(50音順、敬称略)

事務局等

区 分	氏 名	所 属
中部地方整備局	山内 博	河川部広域水管理官
	堀 与志郎	設楽ダム工事事務所長

設楽ダム建設事業について

平成23年11月1日
国土交通省 中部地方整備局
設楽ダム工事事務所

流域の概要

豊川は、愛知県東三河地方を流れる、幹川流路延長約77km、流域面積724km²の一級河川です。豊川は、その流域に東三河地域の中心となる豊橋市をはじめとする3市1町の約61万人の人々が生活しており、流域の歴史や自然、文化と大きく関わり、一帯の産業・経済の基盤を築いてきました。



位置図

豊川の流域概要

流域面積	724km ²
幹川流路延長	約77km
流域市町村	3市1町
流域市町村人口※1	約61万人
東三河地域の人口※1, 2	約76万人

※1: 出典: 平成22年国勢調査人口速報
※2東三河地域: 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、
設楽町、東栄町、豊根村



豊川流域図

事業の目的及び計画内容

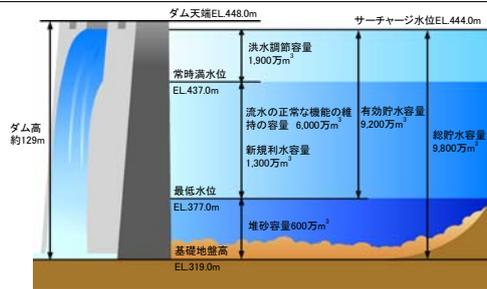
○実施箇所(豊川水系豊川)
愛知県北設楽郡設楽町

○目的

1. 洪水調節
設楽ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒1,490m³のうち、毎秒1,250m³の洪水調節を行う。
2. 流水の正常な機能の維持
下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。
3. かんがい
愛知県東三河地域の農地約17,200haに対するかんがい用水として、新たに毎秒0.339m³(年平均)の取水を可能とする。
4. 水道
愛知県東三河地域の水道用水として、新たに毎秒0.179m³の取水を可能とする。

設楽ダムの諸元

形式	重力式コンクリートダム
堤高	約129m
流域面積	約62km ²
湛水面積	約3km ²
総貯水容量	9,800万m ³



貯水池容量配分図

2

事業の経緯

昭和53年	4月	実施計画調査に着手
平成2年	5月	「豊川水系における水資源開発基本計画(フルプラン)」を閣議決定
平成11年	12月	豊川水系河川整備基本方針を策定
平成13年	11月	豊川水系河川整備計画を策定
平成15年	4月	建設事業に着手
平成18年	2月	「豊川水系における水資源開発基本計画(フルプラン)」の全部変更を閣議決定
平成18年	4月	豊川水系河川整備計画を一部変更
平成19年	6月	「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書」を公告縦覧
平成20年	10月	特定多目的ダム法に基づく「設楽ダム基本計画」を告示
平成21年	1月	水源地域対策特別措置法に基づくダムに指定
平成21年	2月	損失補償基準の妥結調印、ダム建設同意に関する調印
平成21年	3月	水源地域対策特別措置法の水源地域指定、整備計画の決定
平成21年	12月	新たな基準に沿った検証の対象事業
平成22年	11月	「第1回設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催 (第2回:平成23年2月、第3回:平成23年5月)

3

設楽ダム事業の進捗状況

○予算執行状況

- ・H23年度 34.5億円
- ・H22年度迄 約272億円（進捗率約13%）

平成21年2月5日に損失補償基準を妥結し、平成21年度から用地取得等を実施しています。
現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階（生活再建工事）を継続する必要最小限の事業（生活再建等）を実施しています。

（平成23年3月末時点）

補償基準他	H21.2 損失補償基準の妥結調印 H21.3 水源地域対策特別措置法の水源地域指定、整備計画の決定
用地取得 （約300ha） ※数字は水没地のみの面積	29% （86.5ha）
家屋移転 （124世帯）	23% （28世帯）
付替道路 （約35km）	0%（0km）
ダム本体及び 関連工事	

4

平成22年度予算及び実施内容

○平成22年度予算額

・当初：20.52億円 ※業務勘定除く

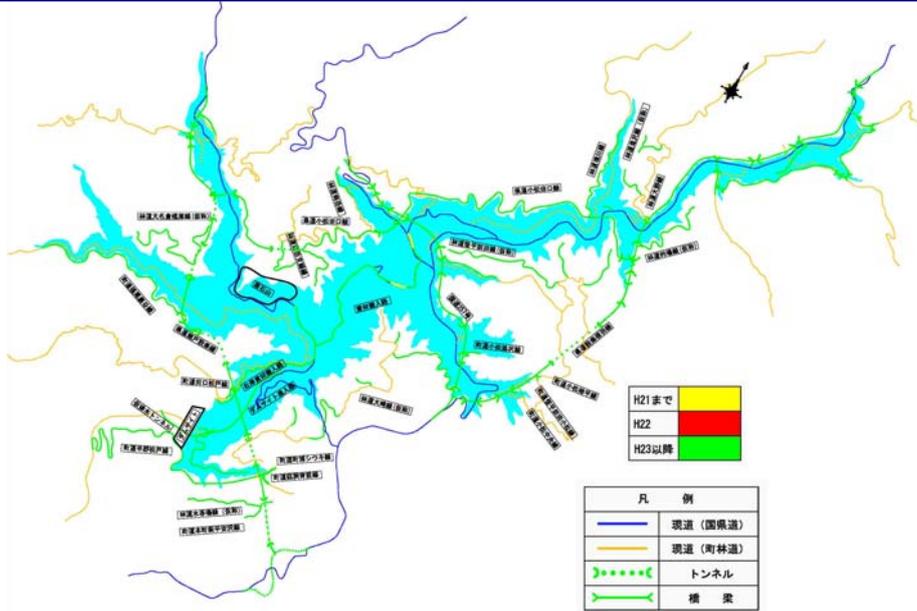
○事業目標

・現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階（生活再建工事）を継続する最小限の事業（生活再建等）を実施しています。

当初	変更
(百万円)	(百万円)
工事費(9.8) 施設維持(約9.8)	工事費(15.4) ・買収した水没地の管理のため、不法投棄対応・安全対策などの維持作業が追加。
測量設計費(422.6) 水文水質調査・測量(約20.0) 用地物件調査(約91.2) 環境調査・検討(約222.6) 諸調査(約88.8)	測量設計費(367.6) ・用地物件調査における補償額算定方法が5月に変更(再算定→修正率)となり減額。 ・環境調査(魚類)において、出水のため調査回数が当初計画より減少し、減額。
用地費及び補償費(1,599.0) 用地取得及び物件補償(約1,500) 補償工事(約96.0) 生活再建相談、説明会(約3.0)	用地費及び補償費(1,648.7) ・生活再建者の生活設計等の支障に配慮するため増額。
船舶及び機械器具費(18.7) 電気通信施設保守点検等(約18.7)	船舶及び機械器具費(19.3) 電気通信施設保守点検等(約19.3) ・観測機器購入の追加
事業車両費(2.3) 車両管理点検等(約2.3)	事業車両費(1.4) 車両維持管理、点検等(約1.4) ・揮発油等に要する費用の精算により、減額
	+5.6 ▲55.0 +49.7 +0.6 ▲0.9

5

平成22年度事業実施箇所



6

平成23年度予算及び実施内容

○平成23年度予算額

・当初:30.01億円 ※業務勘定除く

○事業目標

・現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続する最小限の事業(生活再建等)を実施しています。

当初

(百万円)

工事費(9.75)

施設維持費等(9.75)

・光ケーブル・観測所等の保守点検、用地買収地の維持管理。

測量設計費(379.6)

水文水質調査・測量(約20)
用地物件調査(約90)
環境保全検討等(約209.6)
諸調査(設計技術補助等)(約60)

・流量観測、水質監視、地下水位観測等の基礎調査及び資料整理。
・環境調査の実施。
例)ネコギギ飼育繁殖の継続、猛禽類等のモニタリングや基礎資料収集
・ダム検証に伴う対策案の検討。

用地費及び補償費(2,590)

用地取得及び物件補償(約2,547)
付替町道等工事(約40)
生活再建相談、説明会(約3)

・生活再建にかかわる用地買収。
・生活再建者の集団移転地に関わる付替町道。

船舶及び機械器具費(20.2)

電気通信施設保守点検等(約20.2)

・電気通信施設保守点検。

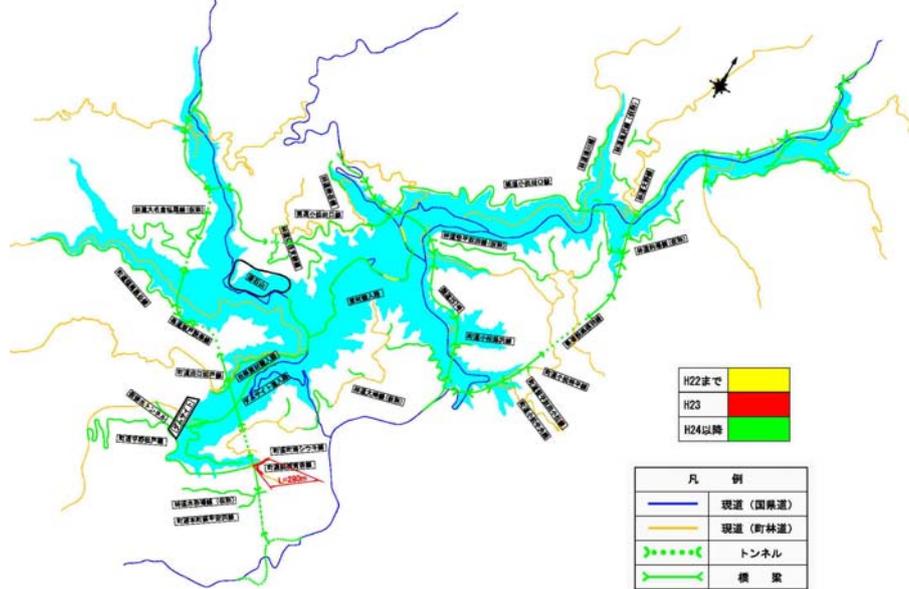
事業車両費(1.64)

車両管理等(約1.64)

・車両維持管理、点検等。

7

平成23年度事業実施箇所



H22まで	黄色
H23	赤色
H24以降	緑色

凡 例	
— (Blue)	現道 (国幹道)
— (Orange)	現道 (町林道)
- - - (Green)	トンネル
⇄ (Green)	橋 梁